

訴訟事件の判決について

1 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所 平成28年（ワ）第31697号）

2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年（2016年）5月30日 東京簡易裁判所に訴えの提起

9月12日 東京簡易裁判所から東京地方裁判所へ移送

平成29年（2017年）6月21日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、被告が、中野区において生活保護法に基づく保護を受けていた原告に対し平成25年度から平成27年度の入浴券の支給を怠り、原告の健康衛生に支障を生じさせ、また原告が求めていた転居費用の支払を平成27年6月1日から同月7日までの間にしなかったなどと主張して、108万2,800円の損害賠償金の支払を求めたものである。

5 請求及び原因

(1) 請求内容

被告は、原告に対し、108万2,800円を支払え。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

被告は、平成25年度から平成27年度の入浴券の支給を怠り、原告の健康衛生に支障を生じさせたこと、原告に対して転居費用の支払を平成27年6月1日から同月7日までの間にしなかったことは、違法な行為である。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 入浴券の不支給との主張について

被告は、平成25年度ないし平成27年度において、生活保護を受けている在宅者のうち、自家風呂保有者等を除く者に対して、入浴券を支給する事業を実施していたが、原告が居住していた物件（以下「本件物件」という。）には、浴室があることが認められ、原告は自家風呂保有者であることから、当該事業の対象者に該当しない。そのため、被告が、原告に対して平成25年度ないし平成27年度において入浴券を支給しなかったことに違法はない。

イ 転居費用の不支給との主張について

原告は、被告が平成27年6月1日から同月7日までの間に原告に転居費用を支給しなかったことが違法である旨主張しているが、原告は、同年6月頃に転居を検討し、他の物件の賃貸借契約を申し込み、当該物件の賃料の発生日は同月1日とされていたこと、同日、原告は、被告の福祉事務所長宛てに、敷金等の一時扶助保護の申請をしたこと、被告の担当者は、原告に対し、同申請に関して、本件物件の賃貸借契約を更新しないという書面が必要になる旨連絡したこと等が認められるが、これらの事実を踏まえても本件物件の賃貸借契約が終了することが明らかにされていたとまでは認められないし、被告が同申請に対して、同月7日までに原告に転居費用を支払う義務があったと認められず、その他これを認めるに足りる証拠はない。

ウ したがって、被告の行為が違法であると認めることはできないから、原告が主張する損害の発生及びその額について判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。